

育児休業給付の代理支給申請に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小林 久は、雇用保険法（昭和49年法律第 116号）第61条の 4及び第61条の 5に定める育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の支給申請（以下「支給申請」）に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第1条 この協定の対象者は、阿見事業場に勤務する教員、職員、継続雇用職員、有期雇用職員及びパートタイム職員（以下「教職員等」という。）のうち、雇用保険法の適用を受ける被保険者（以下「被保険者」という。）であり、代理支給申請を希望する者とする。

（代理支給申請）

第2条 大学は、被保険者である教職員等に代わって、土浦公共職業安定所の長に代理支給申請をすることができる。

（申出）

第3条 教職員等で代理支給申請を希望する者は、大学に育児休業申出書を提出する際にその旨を申し出なければならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日までとする。ただし、有効期間満了の 3月前までに、大学又は教職員等の代表者から別段の申し出がない限り、引き続き 1年間有効期間を延長し、以降も同様とする。

平成20年 3月28日

国立大学法人茨城大学長 菊 池 龍三郎



農学部労働組合執行委員長 小 林

